

消費者と不動産業者をつなぐ宅建情報誌

あいち

2016 December

12

平成28年11月20日発行
通巻482号
昭和61年7月12日

信頼と安心の
ハトマーク



特集 ■ 一定面積以上の大規模な土地取引には国土利用計画法に基づく届出が必要です

愛知の風景「文化のみち」(名城)



CONTENTS

1 特集

- 一定面積以上の大規模な土地取引には国土利用計画法に基づく届出が必要です

7 information

インフォメーション

- 県有財産(土地)の一般競争入札のお知らせ
- 「不動産キャリアパーソン」ついに!筆記試験実施します!

9 MONTHLY REPORT

マンスリーレポート

- 宅地建物取引士資格試験実施

10 information

インフォメーション

- 改正「犯罪収益移転防止法」が施行されました
 - テレビCMを放送します
 - 宅地建物取引士法定講習会日程のお知らせ
 - 平成28年度第2回県下統一研修会開催について
-
- 愛知県宅建協会のマスコットキャラクターが決定しました!
 - 今月のあいちの花「ポインセチア」



愛知の風景

「文化のみち(名城)」

(名古屋市東区白壁町・主税町・榎木町)

名古屋城から徳川園に至る地区は、江戸時代から明治、大正へと続く名古屋の近代化の歩みを伝える多くの建物などの貴重な歴史的建造物が残されています。このエリアは「文化のみち」と名付けられ、建築遺産の保存・活用やイベントが実施がされています。その中心地である白壁町・主税町・榎木町あたりは、大正ロマンの風情が色濃く残る屋敷町で、町並み保存地区にもなっています。

■お問い合わせ先/名古屋観光コンベンションビューロー
TEL:052-202-1145
<http://www.nagoya-rekimachinet.jp/contents01/special02.html>

地名クイズ なんと読む?

名古屋市東区「相生町」

正解は13ページ左下をご覧ください。



岡本大忍 会長が 黄綬褒章を受章

本会 岡本大忍 会長が、栄えある「秋の褒章」受章者に選ばれました。

岡本会長は多年にわたり、業界発展に寄与され、他の模範として活躍されていることからこの度、黄綬褒章を受章されました。



夏目彰一 副会長が 黄綬褒章を受章

本会 夏目彰一 副会長が、栄えある「秋の褒章」受章者に選ばれました。

夏目副会長は多年にわたり、業界発展に寄与され、他の模範として活躍されていることからこの度、黄綬褒章を受章されました。

一定面積以上の大規模な 土地取引には国土利用計画法に 基づく届出が必要です

土地は現在から将来までの国民全体のための限られた資源であり生活の基盤です。

国土利用計画法では、乱開発や無秩序な土地利用を防止するために、一定面積以上の大規模な土地の取引をしたときは、契約(予約を含む。)を結んだ日から2週間以内に都道府県知事(政令指定市については市長)にその利用目的などを届け出ることとされています。【事後届出制】

次の条件を満たす土地取引に当たっては届出が必要です

取引の形態

- 売買
- 交換
- 営業譲渡
- 譲渡担保
- 代物弁済
- 現物出資
- 共有持分の譲渡
- 地上権・賃借権の設定・譲渡
- 予約完結権・買戻権等の譲渡
- 信託受益権の譲渡
- 地位譲渡
- 第三者のためにする契約

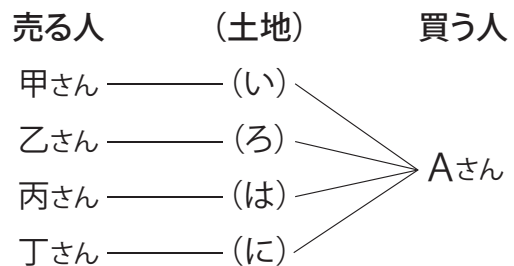
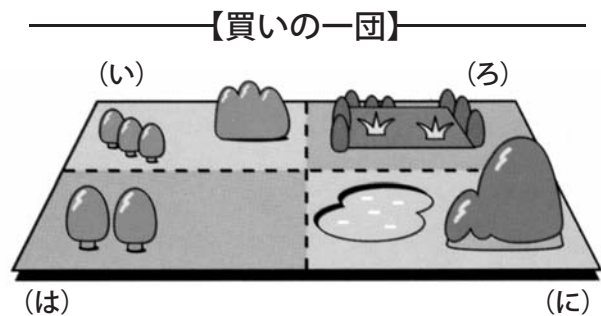
(※これらの取引の予約である場合も含まれます。)

取引の規模(面積要件)

- ① 市街化区域
.....2,000 m²以上
- ② 市街化調整区域
.....5,000 m²以上
- ③ 都市計画区域以外(①・②以外)の区域
.....10,000 m²以上

一団の土地取引(事後届出制の場合)

個々の面積は小さくても、権利取得者(売買の場合であれば買主)が権利を取得する土地の合計が左記の面積以上となる場合(「買いの一団」といいます。)には届出が必要です。



(い+ろ+は+に)が取引の規模(面積要件)の面積を超える場合は、届出が必要

事後届出制の手続きについて

届 出 者	土地の権利取得者(売買であれば買主)
届 出 期 限	契約(予約)締結日を含めて2週間以内
届 出 窓 口	土地の所在する市町村の国土利用計画法担当課
主な届出事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約当事者の氏名・住所等 ● 契約(予約)締結年月日 ● 土地の所在及び面積 ● 土地に関する権利の種類及び内容 ● 取得後の土地の利用目的 ● 土地に関する権利の対価の額
提出書類 (代表的なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ● 土地売買等届出書 2部 <small>※名古屋市の場合 3部</small> ● 売買等の契約書の写し 2部 <small>※名古屋市の場合 1部</small> ● 位置図(縮尺1万~5万分の1の地図) 2部 ● 周辺状況図(縮尺2千5百~5千分の1の地図) ... 2部 ● 公図、実測図など 2部 ● 委任状(代理人をたてる場合) 2部 (正本1部、写し1部) <small>※名古屋市の場合 1部</small> ● その他参考資料
審 査 内 容	利用目的
届 出 用 紙 の 入 手 方 法 等	<p>愛知県のWebサイト(www.pref.aichi.jp)からダウンロード 市町村の国土利用計画法担当課 愛知県振興部土地水資源課 電話(052-954-6119)</p> <p>名古屋市の場合 名古屋市のWebサイト(www.city.nagoya.jp)からダウンロード 名古屋市住宅都市局都市整備部まちづくり企画課 電話(052-972-2955)</p>

Q & A コーナー

Q 契約締結日を含めて2週間以内とは、いつまでですか？
期限を過ぎた場合も届出が必要ですか？

A 契約締結日を1日目と数え14日目が期限です。14日目が土・日・祝の場合は翌開庁日になります。

期限を過ぎても速やかに届出書を提出してください。国土利用計画法違反とはなりますが、届出のない状態を放置していると悪質と判断する場合があります。

Q 一団の土地を購入するために、10人の地権者と個別に契約を行いました。
届出は1件にまとめて良いですか？

A 届出は契約毎に必要になりますから、10件の届出が必要です。なお、契約日が異なる場合は、それぞれの契約日毎に届出書の提出期限が異なりますのでご注意ください。

Q 複数市町村にまたがっている土地についての届出は、
どのように行うのでしょうか？

A 土地の存する市町村それぞれ全てに届出が必要です。

Q 土地と土地との交換は届出が必要ですか？

A 交換差金の有無に関わらず、相手に土地を譲り渡したことが実質的に対価を支払ったことになるため、取得した土地が面積要件以上であれば届出が必要です。

Q 賃貸借契約について届出は必要ですか？

A 賃料以外に、借主に返金されない対価(権利金等)が発生する場合には、届出は必要です。借主に返金される予定の費用(敷金、保証金等)のみが発生する場合は、原則として届出不要です。

Q 停止条件付きの契約であるため、実際に土地が取得出来るか分かりません。
届出は取得が確定してからで良いですか？

A 停止条件付き契約、解除条件付き契約又は予約契約であっても、契約日を基準に届出を行う必要があります。

詳しい内容・お問い合わせは

市町村国土利用計画法担当課

愛知県振興部土地水資源課

TEL:052-954-6119

名古屋市内の土地については

名古屋市住宅都市局都市整備部まちづくり企画課

TEL:052-972-2955

県有財産（土地）の一般競争入札のお知らせ

県有財産（土地）を次の要領で、一般競争入札により売り払います。買受けをご希望の方は、ぜひご参加ください。

1 入札に付する物件

所在及び地番	土地		交通状況・規制等	予定価格 (最低売却価格)
	地目	実測(m ²)		
名古屋市北区黒川 本通三丁目33番1	宅地	396.22	名古屋市営地下鉄名城線「黒川」駅より北方約260m 前面道路西側幅員約7.3m、南側幅員約7.3m 商業地域、建ぺい率80%、容積率400%	87,870,000円

※予定価格未満の金額での入札は無効とします。

2 入札のしおり(申込書・契約条項等)の配付

期間 平成28年1月18日(金)～平成28年12月16日(金)午前9時～午後5時(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く)

場所 愛知県総務部財産管理課(名古屋市中区三の丸3-1-2 愛知県庁本庁舎4階)
※財産管理課ホームページよりPDFファイルをダウンロードできます。

3 入札参加の申込みの受付

期間 平成28年12月6日(火)～平成28年12月16日(金)午前9時～午後5時(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く)
郵送による申込みの場合は、平成28年12月16日(金)午後5時必着

場所 愛知県総務部財産管理課(〒460-8501名古屋市中区三の丸3-1-2 愛知県庁本庁舎4階)

4 現地説明会及び入札執行の日時及び場所

現地説明会		入札執行	
日時	場所	日時	場所
平成28年12月6日(火) 10時30分から	物件現地	平成28年12月27日(火) 午前9時15分から受付	愛知県自治センター 12階 会議室E (名古屋市中区三の丸2-3-2)

※入札の際には、入札金額の100分の5以上の入札保証金が必要となります。

※入札及び現地説明会には、公共交通機関でお越しください。

お問い合わせ先

愛知県総務部財産管理課財産活用グループ TEL:052-954-6147
財産管理課ホームページ(<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/zaisan/0000024582.html>)をご覧ください。

愛知県 県有財産

検索

クリック!

不動産取引の基礎知識向上、社員教育でおなじみの
「不動産キャリアパーソン」 について！ **筆記試験** 実施します！

※通常の修了試験はパソコンを使用して実施します。

不動産キャリアパーソンとは？

- ・不動産取引「実務」の基礎知識修得を目的とした通信教育講座。
- ・実際の取引実務で必要となる知識を取引の流れに沿って体系的に学習。
- ・修了試験終了後、全宅連に申請すると「不動産キャリアパーソン」として資格登録されます。



定員
100名



開催日時

平成29年2月21日 (火)

午後2時～3時 (午後1時30分集合)

開催場所

ウインクあいち 10F 1001会議室

(名古屋市中村区名駅4-4-38)

受講対象者

愛知県宅建協会会員及び従業者

受講料

8,640円 (テキスト代、試験料含む)

申込方法

<新規申込の場合>

同封の受講申込書をご記入のうえ、FAXでお申込み。

(新規にチェック)

後日、事務局よりお振込みについてご案内いたします。

<すでに申込されている場合>

別紙受講申込書をご記入のうえ、FAXでお申込み。

(既存にチェック)

※ただし申込日が平成28年2月21日以降の方に
 限ります。(受講期限が申込日から1年のため。)

筆記試験までの流れ

①お申込み

(入金確認後、テキスト発送に約10日かかりますので、余裕を持ってお申込み下さい。)

②教材やWEB学習のための

ID・パスワード通知はがきが到着

(筆記試験専用申込書にて決定しておりますので、WEBでの試験会場指定は不要です。)

③学習

(テキストとWEB学習)

④受験票到着

(2月上旬頃になります)

⑤筆記による修了試験

⑥合格発表

(3月下旬頃に全宅連から送付されます。)

お問い合わせ先

(公社)愛知県宅地建物取引業協会 事務局

TEL:052-522-2575

FAX:052-521-1837

不動産キャリアパーソン詳細は 全宅連HPへ!

全宅連

不動産キャリアパーソン

検索 クリック!

宅地建物取引士資格試験実施

宅地建物取引士資格試験は、宅地建物取引業法第16条の2の規定に基づき、国土交通大臣より指定試験機関として指定を受け、愛知県知事からの委任を受けた(一財)不動産適正取引推進機構からの実施依頼に基づき、本会が宅地建物取引士資格試験の実施を通じ、宅地建物取引を適切に実施できる人材を輩出することを目的として実施しております。

平成28年度の申込者数は13,238名となっており、愛知県下12会場にて実施し、試験を適正に実施するために、9月12日(月)に名古屋市公会堂において、宅地建物取引士資格試験の本部員、監督員等を対象に説明会を開催しました。

説明会は、岡本大忍会長、二村伝治人材育成委員長の挨拶及び総括監督員の紹介の後、「試験当日の業務について」をDVD上映し、「試験

実施要項について」の説明を行いました。

試験当日の留意事項として試験は年1回のため、受験者が安心して受験できるよう必要な誘導を行い、災害時における対応や、不正受験防止及び試験室巡回に際して靴音の配慮など、良好な受験環境の確保を図り、試験を公正かつ確実に実施するための説明を行いました。

試験は10月16日(日)に50問(登録講習修了者は45問)・四肢択一による筆記試験、試験時間は13時から15時まで(登録講習修了者は13時10分から15時まで)行われ、10,861名の方が受験され、適正かつ円滑に試験を実施することができました。

なお、合格発表は11月30日(水)に当協会本部及び各県民相談室、(一財)不動産適正取引推進機構のホームページにおいて発表されます。



岡本大忍会長

二村伝治人材育成委員長



総括監督員

全 国	申込者数	受験者数
一般	196,358名	154,252名
登録講習修了者	49,384名	44,123名
全 体	245,742名	198,375名

愛 知 県	申込者数	受験者数
一般	10,597名	8,515名
登録講習修了者	2,641名	2,346名
全 体	13,238名	10,861名

一般社団法人全国賃貸不動産管理業協会 新規入会キャンペーンのお知らせ

一般社団法人全国賃貸不動産管理業協会(全宅管理)では、平成29年3月31日までに全宅管理へご入会いただくと、賃貸不動産管理に必要な基礎的知識が全て身につけられる管理業者必読の冊子を無料で贈呈する新規入会キャンペーンを行っています。

ぜひ、この機会にご入会をご検討下さい。

お問い合わせ先

一般社団法人 全国賃貸不動産管理業協会
〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-6-3 全宅連会館
TEL: 03-3865-7031 FAX: 03-5821-7330

改正「犯罪収益移転防止法」が施行されました

近年のテロ資金、マネーロンダリングを巡る状況やFATF(金融活動作業部会)における指摘等を踏まえ、平成28年10月1日から「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。改正の概要は以下のとおりです。

(1) 疑わしい取引の届出に関する判断の方法(改正法第8条)

宅建業者が、特定取引(宅地・建物の売買契約の締結またはその代理もしくは媒介)を行うに際して、その取引において收受した財産が犯罪による収益である疑いがある場合には、速やかに免許行政庁に届け出ることが義務付けられていますが、今般の改正により、その届出方法が定められました。

- 取引時確認の結果
- 取引の態様
- その他の事情及び犯罪収益移転危険度調査書等を勘案して判断

(2) 特定事業者の体制整備(改正法第11条)

宅建業者が取引時確認の措置を適切に行うため、取引時確認をした情報を最新の情報に保つほか、以下の措置を講ずるよう努力義務が課せられました。

- 使用人に対する教育訓練
- 規程の作成
- 統括管理者の選任 等

(3) ハイリスク取引の類型の追加(改正令第12条)

ハイリスク取引の類型に外国PEPs(※)が追加されました。

(※)外国の元首及び外国の政府、中央銀行その他これに類する機関において重要な地位を占める者として主務省令で定める者等

(4) 顔写真のない本人確認書類に係る本人確認方法(改正規則第6・7条)

健康保険証や年金手帳等、顔写真のない本人確認書類により顧客等の本人確認事項を確認する場合は、その他の書類の提示を行うなど追加的な確認措置が必要となりました。

(5) 法人の実質的支配者の確認(改正規則第11条)

法人の実質的支配者について、議決権その他の手段により当該法人を実質的に支配している自然人まで遡って確認することとされました。

(6) 取引担当者の代理権の確認(改正規則第12条)

法人の取引担当者等が正当な取引権限を有していることを確認する方法から、社員証を有していることを削除、また役員としての登記は代表権を有する場合に限定することとされました。

『宅地建物取引業における犯罪収益移転防止のためのハンドブック(第3版)』を発刊

今般の犯罪収益移転防止法の改正を踏まえ、犯罪収益移転防止等連絡協議会では、標記ハンドブック(第3版)を発刊しました。

●価格 194円(税込、送料別)

※2016年12月末までの期間限定価格(ただし、最低20部からのご注文受付)。

※詳しくは宅建協会にお問い合わせください。

●なお、連絡協議会の事務局である(公財)不動産流通推進センターHPでは、本ハンドブックをはじめとした関連情報を無料で閲覧することができます。

URL <http://www.retpc.jp/shien/maneron>

テレビCMを放送します

一般消費者へハトマークをPRするため、下記の日程でテレビCMを放送することとなりました。皆様、是非ご覧ください!

テレビCM放映日時一覧(予定)(テレビ愛知)

11月の放映スケジュール

日程	時間帯	番組名
平成28年11月24日(木)	12時00分	ランチチャンネル
平成28年11月24日(木)	19時58分	世界!ニッポン行きたい人応援団
平成28年11月25日(金)	12時30分	ランチチャンネル
平成28年11月26日(土)	20時54分	家ついて行ってイイですか?
平成28年11月27日(日)	10時30分	トムとジェリーショー
平成28年11月28日(月)	11時13分	Mプラス11
平成28年11月29日(火)	11時13分	虎ノ門市場幸せごはん漫遊記
平成28年11月30日(水)	23時58分	ワールドビジネスサテライト

12月の放映スケジュール

日程	時間帯	番組名
平成28年12月1日(木)	12時30分	ランチチャンネル
平成28年12月2日(金)	11時13分	虎ノ門市場幸せごはん漫遊記
平成28年12月2日(金)	16時54分	フライデープレゼント
平成28年12月3日(土)	11時30分	土曜プレミア
平成28年12月5日(月)	8時15分	はちまるご 10チャンネル情報
平成28年12月5日(月)	12時00分	ランチチャンネル
平成28年12月6日(火)	12時00分	ランチチャンネル
平成28年12月6日(火)	15時30分	イブニングチャンネル
平成28年12月7日(水)	11時13分	Mプラス11
平成28年12月8日(木)	10時25分	朝ドラ 二部
平成28年12月9日(金)	11時13分	Mプラス11
平成28年12月12日(月)	11時13分	虎ノ門市場幸せごはん漫遊記
平成28年12月13日(火)	11時13分	Mプラス11
平成28年12月14日(水)	12時00分	ランチチャンネル
平成28年12月15日(木)	11時13分	虎ノ門市場幸せごはん漫遊記
平成28年12月15日(木)	17時20分	NEWSアンサー
平成28年12月16日(金)	10時25分	朝ドラ 二部
平成28年12月17日(土)	11時30分	土曜プレミア
平成28年12月18日(日)	18時30分	モヤモヤさまぁ〜ず2
平成28年12月19日(月)	13時30分	午後のサスペンス
平成28年12月20日(火)	8時05分	はちまるご 10チャンネル情報
平成28年12月20日(火)	12時30分	ランチチャンネル
平成28年12月21日(水)	8時15分	はちまるご 10チャンネル情報
平成28年12月22日(木)	8時05分	はちまるご 10チャンネル情報
平成28年12月26日(月)	12時30分	ランチチャンネル

1月の放映スケジュール

日程	時間帯	番組名
平成29年1月6日(金)	13時30分	午後のサスペンス
平成29年1月8日(日)	17時15分	サンデースペシャル
平成29年1月9日(月)	17時20分	NEWSアンサー
平成29年1月10日(火)	13時30分	午後のサスペンス
平成29年1月11日(水)	16時54分	NEWSアンサー
平成29年1月12日(木)	11時13分	Mプラス11
平成29年1月13日(金)	12時00分	ランチチャンネル
平成29年1月13日(金)	15時30分	イブニングチャンネル
平成29年1月14日(土)	19時00分	土曜スペシャル
平成29年1月16日(月)	8時05分	はちまるご 10チャンネル情報
平成29年1月16日(月)	16時54分	NEWSアンサー
平成29年1月17日(火)	16時54分	NEWSアンサー
平成29年1月18日(水)	17時20分	NEWSアンサー
平成29年1月19日(木)	12時00分	ランチチャンネル
平成29年1月19日(木)	16時54分	NEWSアンサー
平成29年1月20日(金)	16時54分	NEWSアンサー
平成29年1月21日(土)	13時30分	土曜プレミア
平成29年1月22日(日)	13時00分	日曜プレミア
平成29年1月23日(月)	12時30分	時代劇シリーズ
平成29年1月23日(月)	17時20分	NEWSアンサー
平成29年1月24日(火)	17時20分	NEWSアンサー
平成29年1月25日(水)	12時00分	ランチチャンネル
平成29年1月25日(水)	21時00分	水曜エンタ
平成29年1月26日(木)	17時20分	NEWSアンサー
平成29年1月27日(金)	17時25分	NEWSアンサー
平成29年1月30日(月)	22時54分	未来世紀ジパング
平成29年1月31日(火)	12時30分	時代劇シリーズ

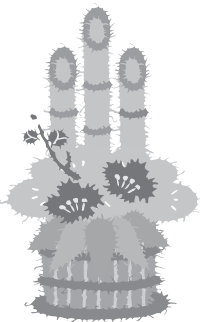


会員の皆様へ

本部事務局 年末年始休暇のお知らせ

本部事務局は、12月29日(木)から1月4日(水)まで、
年末年始の休暇になります。

なお、12月28日(水)〈仕事納め〉と1月5日(木)〈仕事始め〉は
平常業務を行いませんので業務連絡等
ご配慮いただきますようお願い申し上げます。



※ハトマークあいち1月号は、新年1月上旬頃のお届けになります!

宅地建物取引士法定講習会日程の知らせ

平成29年2月から平成29年5月までの宅地建物取引士法定講習会の実施日程は以下の通りです。

宅地建物取引士法定講習会は宅建試験合格後1年を経過している方、宅建士証の有効期限の更新を希望される方(有効期限の満了する前6ヶ月以内に行われるものを受講)の宅建士証の交付を目的に行います。

なお、平成29年4月より名古屋市公会堂の改修工事のため、名古屋国際会議場にて実施することとなりました。4月以降に受講される方は、ご注意ください。よろしくお願い致します。

No.	講習日	対象者(有効期限)	対象者数	講習会場	事前受付日
9	2月9日(木)	平成29年6月16日 平成29年7月25日	324名	名古屋市公会堂4Fホール	1月17日 1月18日 1月19日
10	3月15日(水)	平成29年7月26日 平成29年8月31日	320名	名古屋市公会堂4Fホール	2月22日 2月23日 2月24日
1	4月25日(火)	平成29年9月1日 平成29年10月11日	308名	名古屋国際会議場1号館 4Fレセプションホール	4月4日 4月5日 4月6日
2	5月29日(月)	平成29年10月12日 平成29年11月28日	300名	名古屋国際会議場1号館 4Fレセプションホール	5月8日 5月9日 5月10日

お問い合わせ先

(公社)愛知県宅地建物取引業協会 TEL:052-524-5221(宅建士講習会専用)

平成28年度 第2回県下統一研修会開催について

本研修会は宅地建物取引業法第64条の6に基づくものであり、愛知県と共催して開催致します。下記の日程で開催しますので、日程調整いただき、ご出席いただきますようお願い申し上げます。なお、テーマはまだ未定となっております。正式な案内は1月上旬のメール便及び次号にてご案内致します。

日程および場所

各会場とも午後0時30分より受付開始、午後1時開講、午後4時終了予定。

開催月日	対象支部	会場名	所在地及び電話番号
1月25日(水)	東名・名城・中	名古屋市公会堂	名古屋市昭和区鶴舞1-1-3 TEL:052-731-7191
1月26日(木)	名西・名南東 名南西・名南	名古屋市公会堂	名古屋市昭和区鶴舞1-1-3 TEL:052-731-7191
1月27日(金)	知多	知多市勤労文化会館	知多市緑町5-1 TEL:0562-33-3600
1月30日(月)	東三河	ライフポートとよはし	豊橋市神野ふ頭町3-22 TEL:0532-33-2111
2月2日(木)	西尾張	一宮市民会館	一宮市朝日2-5-1 TEL:0586-71-2021
2月3日(金)	西三河・碧海 豊田	安城市民会館	安城市桜町18-28 TEL:0566-75-1151
2月7日(火)	東尾張・北尾張	小牧市市民会館	小牧市小牧2-107 TEL:0568-77-8205

平成28年度第1回県下統一研修会テキスト訂正

テキスト47ページの「課税」に関する記載に誤りがありました。お詫びして訂正致します。

誤	正
これらの減額措置が受けられなくなり結果として空き家の敷地に係る固定資産税が6倍になる	これらの減額措置が受けられなくなり結果として空き家の敷地に係る固定資産税が最大6倍になる

愛知県宅建協会のマスコットキャラクターが決定しました!

マスコットキャラクターは、「あいぽっぽ」に決定!

この度、愛知宅建サポート(株)が募集しておりました、愛知県宅建協会のマスコットキャラクターに多数のご応募をいただきまして、誠にありがとうございます。応募総数は71件にのぼり、最優秀賞1作品、優秀賞2作品が決定致しましたので、以下の通り発表させていただきます。

つきましては、3作品の応募者には表彰状と記念品が進呈されます。また、最優秀賞の「あいぽっぽ」について現在、権利関係等諸手続を行っており、本マスコットキャラクターの正式登用は来春を予定しております。

最優秀賞(採用作品)

「あいぽっぽ」

作成者: (株)中競不動産
河合 保人 氏



優秀賞

「まめっぽ」

作成者: アン・リレーションズ(株)
道田 倫康 氏



「タクタクとケンケン」

作成者: 服部相互不動産(株)
服部 一政 氏



今月のあいちの花



ポインセチア

赤などに色づいた花苞を觀賞します。改良により苞は大きく、耐寒性も強くなり、苞の色もピンクや白、複色まで多彩になりました。愛知県はポインセチアの生産が全国1位を誇ります。

ポインセチアは、別名「クリスマスフラワー」とも呼ばれ、世界中で愛されています。クリスマスといえば、ヨーロッパを思い浮かべる方も多いかもしれませんが、ポインセチアの本産国はメキシコです。熱帯植物で寒さに弱いため、室内で管理するのがおすすめです。



花の王国
あいち



花の王国あいち県民運動実行委員会

電話: 052-954-6419 メール: engei@pref.aichi.lg.jp

「不動産キャリアパーソン!? これだ!!」



不動産実務修得の基礎固めに! 知識の再確認に! 社内教育・新人社員教育に!

目指せ! 不動産キャリアパーソン!

お問い合わせ先・お申し込み先

(公社) 愛知県宅地建物取引業協会

TEL: 052-522-2575

不動産キャリアパーソン

検索

ハトマーク



シンボルマーク (ハトマーク) は、私達がこれから目指していくべき姿の象徴です。2羽の鳩は会員とユーザーの信頼と繁栄を意味し、使用されている色については、赤色は「太陽」を、緑色は「大地」を、そして白色は「取引の公正」を表しています。また REAL (不動産の、本当の) PARTNER (仲間、協力しあう) は会員とユーザーが REAL PARTNER となり、「信頼の絆」が育まれるようにとの願いをシンボルマークにこめたものです。

愛知県宅建協会のホームページ

<http://www.aichi-takken.or.jp/>

Eメール: takkeninfo@aichi-takken.or.jp

- 編集 / 人材育成委員会
- 編集発行人 / 委員長 二村 伝治
- 発行所 / 公益社団法人 愛知県宅地建物取引業協会
名古屋市西区城西5-1-14 愛知県不動産会館
TEL: 052-522-2575 (代)
平成28年11月20日発行 通巻482号

本誌内容の無断転載はご遠慮下さい。

転載ご希望の方は、協会本部事務局まで必ずお問い合わせ下さい。

TEL: 052-522-2575